

野田市社会福祉施設整備資金利子補
給交付規則等の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 5 3 号

野田市社会福祉施設整備資金利子補給交付規則等の一部を改正する 規則

(野田市社会福祉施設整備資金利子補給交付規則の一部改正)

第 1 条 野田市社会福祉施設整備資金利子補給交付規則（平成 5 年野田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「同条第 1 3 項」を「同条第 1 4 項」に、「同条第 1 4 項」を「同条第 1 5 項」に改める。

(野田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 野田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成 1 2 年野田市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 5 号中「同条第 2 7 項」を「同条第 2 8 項」に、「同条第 2 8 項」を「同条第 2 9 項」に改める。

(野田市障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給規則の一部改正)

第 3 条 野田市障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給規則（平成 1 9 年野田市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改める。

(野田市地域活動支援センター運営費等補助金交付規則の一部改正)

第 4 条 野田市地域活動支援センター運営費等補助金交付規則（平成 1 9 年野田市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号アからエまで以外の部分中「第 5 条第 2 7 項」を「第 5 条第 2 8 項」に改め、同号ア(イ)中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改める。

(野田市障害者支援施設等通所者交通費助成金支給規則の一部改正)

第 5 条 野田市障害者支援施設等通所者交通費助成金支給規則（平成 2 0 年野田市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「同条第 1 3 項」を「同条第 1 4 項」に、「同条第 1 4 項」を「同条第 1 5 項」に改め、同号イ中「第 5 条第 2 7 項」を「第 5 条第

２８項」に改め、同条第３号中「同条第１７項」を「同条第１８項」に、「同条第２８項」を「同条第２９項」に改める。

（野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付規則の一部改正）

第６条 野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付規則（平成２１年野田市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第５条第１７項」を「第５条第１８項」に改める。

（野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業実施規則の一部改正）

第７条 野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業実施規則（令和２年野田市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号エ中「第５条第１７項」を「第５条第１８項」に改める。

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。